

# 都市計画原案の閲覧と公聴会を実施します。

先日実施した住民説明会等において、皆さんからご意見をいただき「都市計画道路の変更案(県原案・町原案)」がまとまりましたので、変更案の閲覧及び公聴会を次のとおり実施します。

## 1 都市計画原案の閲覧

- ①と き 8月3日(金)～8月17日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)
- ②ところ 県原案は県都市計画課、富岡土木事務所、下仁田町産業振興課  
町原案は下仁田町産業振興課  
※対象となる都市計画原案は下表を参照

区分	路線番号	路線名	変更内容
県原案	2・3・1	東町下町線	廃止
	2・3・3	下町上町線	
	2・3・4	仲町旭町線	
	2・3・5	石神樋ノ口線	
	1・小・1	東町上町線	
	1・小・2	駅前通線	
町原案	2・3・2	仲町網掛線	廃止



## 2 公聴会の開催

- ①とき・ところ 8月28日(火) 午後7時 下仁田町役場201会議室

## 3 申出書の提出及び公述人の選定

公聴会で公述を希望する方は、8月17日(金)(必着)までに、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、都市計画面案についての利害関係及び意見の要旨(400字以内)を記入した公述申出書(様式自由)を直接、又は郵送で下記に提出してください。

公述人は提出先の県知事または町長が選定し、本人に通知します。なお、同じ趣旨の意見がある場合は人数を制限することがあります。また、公述人は代理人に意見を述べさせることができるほか、文書により意見を伝えることもできます。

※公述人がいない場合、公聴会は中止となり、開催予定日の1週間前に県都市計画課、町産業振興課にその旨を掲示します。

## 4 提出先・問合せ先

- ①県原案 県都市計画課(〒371-8570 県庁内) ☎027-226-3656
  - ②町原案 町産業振興課(〒370-2601 町役場内) ☎0274-82-2111(内線342)
- ※各閲覧会場経由でも提出できます。

### 下仁田都市計画道路の見直しについてのご意見

**案件名** 「下仁田町都市計画道路の見直し結果」 **意見募集期間** 「平成24年6月1日～6月25日」

縦覧して意見を募集した結果、次の1件のご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。  
○『都市計画道路見直し結果どおり、全ての路線の廃止を検討すべきことに同意します』